

令和8事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント



業態横断的な検証事項

1. 顧客の最善の利益を勘案した業務運営や、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘状況等
2. システムリスク管理の対応状況
3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る内部管理態勢の定着状況
4. 内部管理態勢の実効性確保に係る取組状況

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	・ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ・ 売買審査態勢や法人関係情報の管理態勢、引受審査態勢等の内部管理態勢の整備状況	投資運用業者	・ 忠実義務違反行為の有無や利益相反管理態勢の整備状況 ・ 運用の実態把握、運用管理態勢等の状況
	外資系証券会社	・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況	投資助言・代理業者	・ 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法 ・ 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引等、忠実義務違反行為等の有無
	ネット系証券会社	・ サイバーセキュリティ対策、取引時確認等の措置に関する内部管理態勢や売買管理態勢の整備状況等 ・ 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、ビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況	第二種金商業者、特例業務届出者	・ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性
	準大手証券、地域証券会社等	・ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ・ 業容の変化に応じた内部管理態勢の構築、新商品導入時の適切な審査やその後のモニタリング、適合性原則への対応等	登録金融機関	・ 投資勧誘等の適正性 ・ 適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況
	外国為替証拠金取引業者	・ 広告規制、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況 ・ ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況	金融商品仲介業者等	・ 投資勧誘等の適正性 ・ 所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性
			無登録業者	・ 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表 ・ SNS上の広告等への警戒を更に高め、注意喚起を含めた情報発信を一層強化 ・ クロスボーダー事案について、外国当局と連携し重点的に対処 ・ 金融庁関連部局、財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携

証券モニタリングの進め方

- 金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定。以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。その際、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況（無登録業者が業務に直接的又は間接的に関与しているおそれがある場合など）
 - ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期末実施先、買収等によりビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先など）
 - ③ 取扱金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況
- 検査では、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。また、問題が認められた場合には、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等との間で、検査の計画策定から緊密に連携するとともに、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合も考慮し、証券監視委が調整機能を発揮して財務局等を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う等、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図る。
- デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化や規制の枠組等の変更に応じた新業態の事案等において、必要に応じて金融庁関連部局等と連携しながら、対応を図っていく。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図る。検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有する。
- 捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化する。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す。